
環境影響評価法の対象となる 規模要件見直しの考え方について

太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会（第5回）

令和8年6月1日（月）

環境省 大臣官房 環境影響評価課

第1種事業及び第2種事業について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「**第一種事業**」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、**規模**（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）**が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの**として政令で定めるものをいう。

一・二（略）

3 この法律において「**第二種事業**」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって、**第一種事業に準ずる規模**（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）**を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定**（以下単に「判定」という。）**を**第四条第一項各号に定める者が同条の規定により**行う必要があるもの**として政令で定めるものをいう。

4・5（略）

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（第二種事業の規模に係る数値の比）

第六条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

環境影響評価法の対象となる規模要件見直しの考え方について

- 環境影響評価法は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象としており、具体的な規模要件は、事業種ごとの特徴を踏まえた上で、事業種ごとに設定されている。
- 第1種事業の規模要件の下限は面積100haを基本としているところ、例えば、以下のとおり、埋立て・干拓事業と風力発電事業は、第1種事業の規模要件の下限を50ha（相当）としている。
 - ・ 埋立て・干拓事業は、水面の改変による自然環境への影響に加えて、潮流の変化・停滞による水質・海岸浸食等への影響を伴う事業であること等を勘案し、基本要件の100haより小さい50haの規模を超えるものを第1種事業としている。
 - ・ 風力発電事業は、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという特徴を踏まえて、50ha以上相当の出力50,000kWを第1種事業としている。
- 建設に伴う土地の改変のみならず、最終処分や廃棄物運搬車の出入りによる供用時の環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるという特徴を持つ廃棄物最終処分場は、第1種事業の規模要件の下限を30haとしている。

事業種	第1種事業（環境アセスメントを必ず実施）	第2種事業（環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断）
1 道路 高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	全て 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km以上 10km未満 幅員6.5m以上・15km以上 20km未満
2 河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上 100ha未満 土地改変面積75ha以上 100ha未満
3 鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	全て 長さ10km以上	— 長さ7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上 2,500m未満
5 発電所 水力発電 火力発電 地熱発電 原子力発電 太陽電池発電 風力発電	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 全て 出力4万kW以上 出力5万kW以上	出力2.25万kW以上 3万kW未満 出力11.25万kW以上 15万kW未満 出力7,500kW以上 1万kW未満 — 出力3万kW以上 4万kW未満 出力3.75万kW以上 5万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上 30ha未満
7 埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業（※1）	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
○港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。
（※2）港湾計画については、特例手続を実施することとなる。

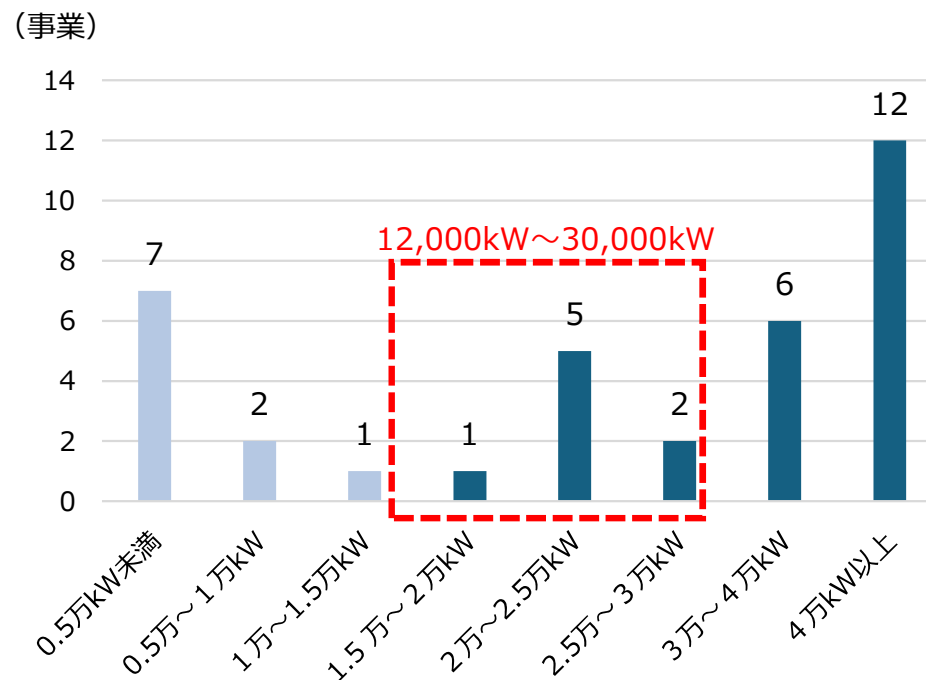
環境影響評価法の対象となる規模要件見直しの考え方について

- 畦地ら（2014）を参考に2020年4月1日～2025年11月27日までの新聞報道から抽出された環境紛争を生じている太陽光発電事業のうち、12,000kW（＝廃棄物最終処分場の第1種事業の規模要件である30ha相当）以上30,000kW未満（＝現行の法対象規模未満）の規模の事業に着目すると、20,000kW以上の事業が大宗を占める。

12,000kW以上30,000kW未満の環境紛争を生じている太陽光発電事業の規模及び紛争要因

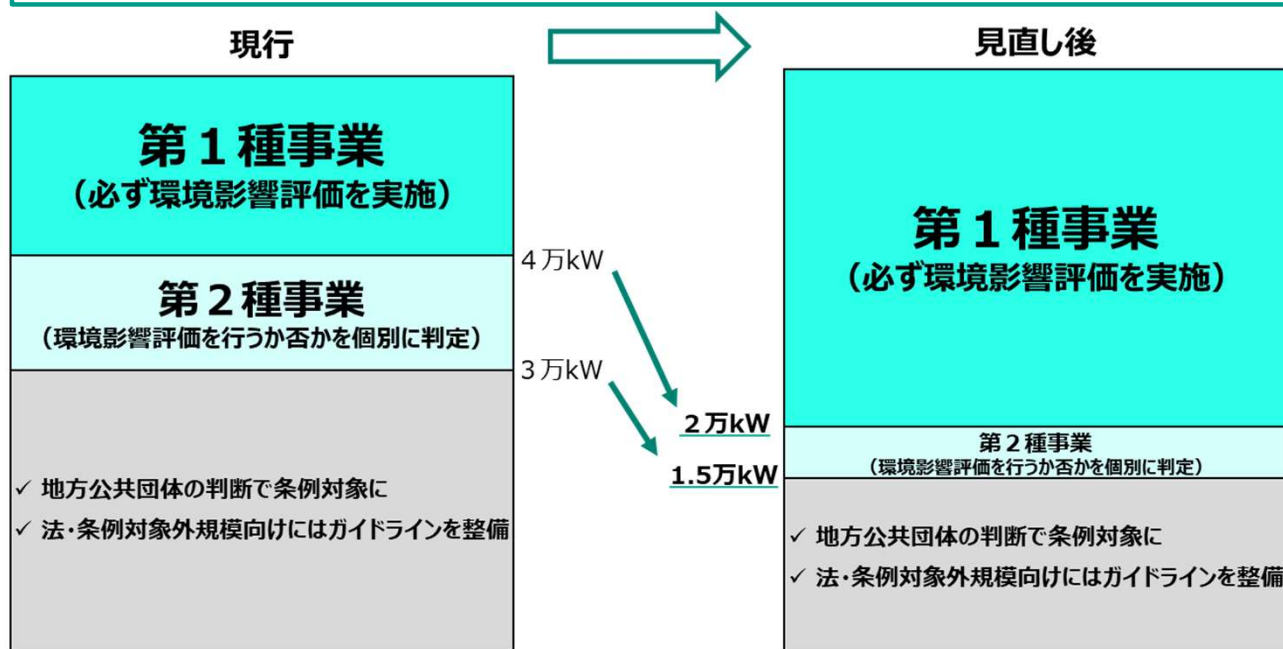
	規模 (kW)	土砂災害・水害への懸念等	自然環境への懸念等	景観への懸念等	生活環境への懸念等	水資源への懸念等
①	29,400	○	○			○
②	29,000	○				
③	24,000	○			○	○
④	23,000	○		○		
⑤	20,000	○				
⑥	20,000	○			○	
⑦	20,000	○		○		
⑧	17,280	○				

【参考】環境紛争を生じている太陽光発電事業全体の整理結果



環境影響評価法の対象となる規模要件見直しの考え方について

- 以下3点を踏まえると、**太陽光発電事業の第1種事業の規模要件については、20,000kW（50ha相当）以上とすることが適当**である。
 - ① 法が事業種ごとの特徴を踏まえた上で、事業種ごとに法の対象である「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の規模要件を定めており、例えば、埋立て・干拓事業と風力発電事業は、それぞれの事業に伴う環境影響を踏まえて、基本要件の100haより小さい50haを第1種事業の規模の下限としていること
 - ② 建設に伴う土地の改変のみならず、最終処分や廃棄物運搬車の出入りによる供用時の環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるという特徴を持つ廃棄物最終処分場の第1種事業の規模要件が30ha以上であること
 - ③ 環境紛争が生じている12,000kW（30ha相当）以上30,000kW未満（現行の法対象規模未満）の事業に着目すると、20,000kW以上の事業が大宗を占めること
- なお、第2種事業の定義にある「準ずる」の範囲について、他法令における規定例との整合性の観点からは、現在の0.75を維持することが妥当である。また、12,000kW以上の環境紛争が生じている事業のうち、15,000kW未満の規模の事業はわずかであり、当該規模の事業を、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を免許実施権者等が個別に判定を行う必要があるものである第2種事業とする根拠が十分にあるとは言えない。



< (参考) 太陽光発電事業の特徴 >

- 【事業実施場所の多様性】
他の事業と比べると、傾斜地、森林、湿地など多様な環境が事業実施場所となる傾向にある。
- 【広範囲の土地の改変】
森林の開発、切土、盛土などの土地の改変が非常に広範囲で起こる傾向にある。
- 【反射光・景観の影響】
周辺の住宅や眺望点の存在次第では、反射光による影響や景観への影響が著しくなる可能性がある。
- 【建設の容易性等】
太陽光パネルは簡単に設置できることなどから、新規参入が比較的容易であり、建設工事事業者側の技術能力や、環境配慮を踏まえた施工、地域との対話等に関する意識にばらつきがある可能性がある。

【参考】工事計画届出状況（太陽光発電事業）

太陽電池発電所に係る電気事業法上の工事計画の届出状況（年度ごとの届出件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
100ha相当						
4万kW 以上	10	5	7	2	0	1
3.5万kW以上4万kW未満	2	1	0	0	1	0
3万kW以上3.5万kW未満	3	0	0	0	0	0
2.5万kW以上3万kW未満	9	5	9	6	0	4
50ha相当						
2万kW 以上2.5万kW未満	16	7	7	5	0	1
1.5万kW以上2万kW未満	20	7	6	4	3	2
1万kW以上1.5万kW未満	21	11	13	10	4	6
0.2万kW以上1万kW未満	34	20	39	26	25	19
合計	115	56	81	53	33	33

※ 濃い水色は現行の第1種、薄い水色は現行の第2種。

【参考】地方公共団体 条例対象規模一覧（太陽光）

	(i)	(ii)		(i)	(ii)		(i)	(ii)
北海道	4万kW	2万kW	滋賀県	20ha等		札幌市	2万kW／50ha等	
青森県	2万kW		京都府	75ha	50ha	仙台市	0.8万kW等／20ha等	
岩手県	50ha等	20ha等	大阪府	50ha		さいたま市	5ha等	
宮城県	3万kW	2万kW（★）	兵庫県	5ha		千葉市	10ha	
秋田県	75ha等		奈良県	5ha		横浜市		
山形県	50ha等		和歌山県	75ha		川崎市	5万kW	
福島県	3万kW	2万kW	鳥取県	20ha等		相模原市	0.8万kW等	
茨城県	3万kW		島根県	50ha		新潟市	50ha等	
栃木県	50ha等		岡山県	20ha		静岡市	50ha等	
群馬県	50ha等	20ha等（★）	広島県	50ha		浜松市	50ha等	20ha等
埼玉県	20ha		山口県	100ha	50ha等	名古屋市	5万kW	
千葉県	40ha等		徳島県	3万kW	2万kW	京都市	16ha等	4ha等（★）
東京都			香川県	20ha		大阪市	50ha	
神奈川県	0.8万kW等		愛媛県	2万kW		堺市	10ha等	5ha（★）
新潟県	50ha等		高知県	4万kW／50ha等	2万kW	吹田市		
富山県	75ha等		福岡県	50ha		神戸市	5ha	2.5ha等
石川県	50ha等		佐賀県	35ha		尼崎市		
福井県	50ha	40ha	長崎県	30ha		岡山市	20ha等	
山梨県	18ha	9ha等	熊本県	20ha		広島市	10ha	
長野県	50ha	20ha等	大分県	20ha等		北九州市	50ha	
岐阜県	20ha等		宮崎県	35ha		福岡市	50ha等	
静岡県	50ha等	20ha等	鹿児島県	40ha等		熊本市	20ha	10ha
愛知県	3万kW／75ha		沖縄県	20ha等				
三重県	20ha等							

※ 2026年1月時点。なお、太陽光発電事業として条例の対象としているもののほか、一定面積以上の土地開発として条例の対象としているものを含む。

※ (i) は、環境影響評価必須の規模の下限值。

※ (ii) は、環境影響評価を行うか個別に判定（スクリーニング）を行うもの、(i) の対象事業と比べて環境影響評価手続の一部が簡易なもの（★）等があり、その対象規模の下限值。

※ 「等」は、特定の地域に対して異なる基準を適用している場合や、敷地面積以外に、例えば、森林伐採面積による基準を設けていることを示す。

【参考】工事計画届出状況（風力発電事業）

風力発電所に係る電気事業法上の工事計画の届出状況（年度ごとの届出件数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
50ha相当	5万kW以上	9	4	8	1	4	5
	4.5万kW以上5万kW未満	1	0	0	1	0	0
	4万kW以上4.5万kW未満	3	1	2	0	1	0
	3.75万kW以上4万kW未満	3	2	0	0	3	0
30ha相当	3万kW以上3.75万kW未満	1	2	4	1	1	0
25ha相当	2.5万kW以上3万kW未満	1	0	3	1	0	1
	2万kW以上2.5万kW未満	4	0	1	1	0	3
	1.5万kW以上2万kW未満	2	2	2	0	0	0
	1万kW以上1.5万kW未満	0	2	1	0	1	0
	0.05万kW以上1万kW未満	7	15	15	6	12	5
	合計	31	28	36	11	22	14

※ 工事計画の変更届出及び分割届出は含んでいない。
濃い水色は現行の第1種、薄い水色は現行の第2種。

【参考】地方公共団体 条例対象規模一覧（風力）

	(i)	(ii)		(i)	(ii)		(i)	(ii)
北海道	1万kW	0.5万kW	滋賀県	0.15万kW		札幌市	0.15万kW	
青森県	1万kW	0.75万kW	京都府	0.15万kW		仙台市	0.5万kW等	
岩手県	0.75万kW		大阪府			さいたま市	5ha等	
宮城県	0.75万kW	0.5万kW (★)	兵庫県	0.15万kW等		千葉市	0.75万kW	
秋田県	1万kW等/75ha等		奈良県			横浜市	0.5万kW	0.38万kW
山形県	3.75万kW等		和歌山県	0.75万kW		川崎市	5万kW	
福島県	0.7万kW		鳥取県	0.15万kW		相模原市	0.5万kW等	
茨城県	0.75万kW		島根県	0.5万kW		新潟市	0.75万kW等	
栃木県			岡山県	0.15万kW		静岡市	0.1万kW等	
群馬県			広島県	0.5万kW		浜松市	0.75万kW	0.1万kW等
埼玉県	20ha		山口県	1万kW	0.5万kW	名古屋市	5万kW	
千葉県	0.75万kW		徳島県	0.75万kW	0.5万kW	京都市	0.15万kW	
東京都			香川県	0.5万kW		大阪市	50ha	
神奈川県	0.5万kW等		愛媛県	0.5万kW		堺市		0.15万kW (★)
新潟県			高知県	1万kW	0.5万kW	吹田市	5ha	
富山県	75ha等		福岡県	0.5万kW		神戸市	0.15万kW等	
石川県	1万kW	0.75万kW	佐賀県	0.35万kW		尼崎市		
福井県	1万kW	0.75万kW	長崎県	0.75万kW等/10基		岡山市	0.15万kW等	
山梨県	30ha	15ha	熊本県	0.5万kW		広島市	0.15万kW	
長野県	0.5万kW		大分県	0.75万kW	0.5万kW (★)	北九州市	0.5万kW	
岐阜県	0.15万kW		宮崎県	0.5万kW		福岡市	0.15万kW等	
静岡県	0.75万kW	0.1万kW等	鹿児島県	0.75万kW		熊本市	0.5万kW	0.25万kW
愛知県	0.75万kW		沖縄県	0.15万kW等				
三重県	0.75万kW							

※ 2026年1月時点。なお、風力発電事業として条例の対象としているもののほか、一定面積以上の土地開発として条例の対象としているものを含む。

※ (i) は、環境影響評価必須の規模の下限值。

※ (ii) は、環境影響評価を行うか個別に判定（スクリーニング）を行うもの、(i) の対象事業と比べて環境影響評価手続の一部が簡易なもの（★）等があり、その対象規模の下限值。

※ 「等」は、特定の地域に対して異なる基準を適用している場合を示す。